

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 光誠会

株式会社 光誠会

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

(1) 目的

医療法人光誠会、株式会社光誠会（以下「事業所」という）は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という）の実効性を高め、利用者の尊厳保持及び人格尊重が達成されるよう支援していく。

(2) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

a. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

- 例 ・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる
・ベッドに縛り付ける、意図的に過剰に薬を与える、正当な理由なく身体拘束や抑制をする 等

b. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応。その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 例 ・排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すことなどにより高齢者に恥をかかせる
・怒鳴る、罵る、悪口を言う
・侮辱を込めて、子供のように扱う
・高齢者が話しかけてきているのを意図的に無視する 等

c. 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 例 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
・本人の自宅等を本人に無断で売却する
・年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する 等

d. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。または高齢者にわいせつな行為をさせること

- 例 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
・キス、性器への接触、セックスを強要する 等

e. ネグレクト

意図的であるか、結果であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。

- 例
- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし
 - ・十分な食事が与えられず、脱水・栄養失調状態にある
 - ・室内にごみを放置する等、劣悪な環境で生活させる 等

(3) 虐待に対する「自覚」

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者が一生懸命介護をしていたとしても、結果が不適切であれば虐待に該当する。

(4) 利用者の安全

高齢者虐待に関する報告等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。緊急保護措置が必要な場合は、養護者との信頼関係を築くことができない時でも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

(5) 迅速な対応

高齢者虐待は発生から時間が経過するにしたがって深刻化することが予想される。相談・報告がされた場合は迅速な対応が必要である。

(6) 組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要である。相談や報告等を受けた職員は、早急に担当者に相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。

特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

(7) 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠である。

(8) 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会の運営責任者は各事業所の管理者から選任する。当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という）となる。

(1) 委員会の役割

委員会は次の内容について協議するが、詳細は担当者が決定する。

- a. 虐待防止のための指針の整備に関すること
- b. 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- c. 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- d. 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること
- e. 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- f. 再発防止策を講じた際に、その効果および評価に関すること

(2) 開催頻度

委員会は定期的(年2回以上)かつ必要に応じて担当者が招集する。

(3) 他の会議との一体的な設置・運営

委員会の開催にあたっては、関係する職種間で取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

(4) 他サービス事業者との連携

他のサービス事業者と協力し、広範な視野での虐待防止策を検討することも必要である。

3. 職員研修の実施

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

(1) 研修プログラム

具体的には以下のプログラムにより実施する。

- a. 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- b. 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- c. 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- d. 早期発見・事実確認と報告等の手順
- e. 発生した場合の改善策

(2) 研修頻度

研修の開催は年1回以上とし、新規採用者には必ず実施する。

(3) 研修内容の記録

研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 迅速な報告

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、ただちに担当者に報告する。同時に、地域包括支援センターに速やかに通報する

(2) 事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

(3) 被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。

(4) 養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。

(5) 虐待者が職員の場合

虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。これには、必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 相談窓口の設置

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する。

(2) 報告内容の適切な取り扱い

報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。

(3) 報告者の保護

虐待発見の相談・報告は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。事実誤認による相談・報告も同様。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに、社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

成年後見制度の活用が不可欠と想定される場面を次に掲げる事項に例示する。

(1) 経済的虐待のケース、もしくは経済的虐待に発展するようなケース

(2) 財産上の不当取引の被害にあった者、またはあうと想定されるケース

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 苦情受付窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。この窓口は、利用者及びその家族が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

(2) 苦情の迅速な対応

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

また必要に応じて、適切な対応や措置を講じる。

(3) 透明性の保持

苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

(4) 苦情処理の記録と評価

苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止体制の改善を図る。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針を事業所内に掲示し、また事業所のホームページにも掲載することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

9. その他虐待の防止推進のために必要な事項

(1) 担当者の役割

担当者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

(2) 本指針の閲覧

本指針は事業所にて全職員が閲覧を出来るよう整備し、また利用者や家族が閲覧出来るよう施設内での掲示やホームページ掲載を行う。

(3) 虐待発生時の相談・報告先一覧

- ・ 八尾市健康福祉部高齢介護課地域支援室
大阪府八尾市本町 1-1-1
072-924-3973 (直通)

- ・ 地域包括支援センター 萱振苑
八尾市萱振町 5-10
072-928-7080

- ・ 地域包括支援センター スローライフ北
八尾市幸町 2-48-4 店舗付住宅 8-3
072-924-3344

- ・ 地域包括支援センター スローライフ八尾
八尾市福栄町 1-12
072-990-1220

附則

この指針は令和6年3月1日から施行する。